

越谷市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

資料 5

条例制定の背景

婦人保護事業…昭和31年に制定された**売春防止法**に基づき、売春を行うおそれのある女子の「保護更生」を図る事業として発足



しかし…

- ・法制定以来、一度も見直しがされていない
- ・事業開始当初は想定されなかった女性を巡る問題が複雑・多様化（DV、ストーカー、性暴力・性犯罪被害など）

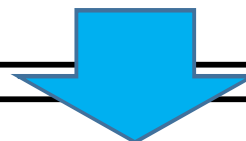


以上のことから

- ◆売春防止法を法的根拠とすることが限界であること
- ◆婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援することの必要の指摘

国会においても、婦人保護事業を売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和4年5月「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**（令和4年法律第52号）」が成立。

令和5年3月には「**女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準**（令和5年3月29日厚生労働省令第36号）」の制定。



本市の状況

市では平成27年4月の中核市移行に伴い、「**越谷市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**」を制定



根拠法令が売春防止法から変更になることや、厚生労働省の省令の制定を受け、設備や運営に関する基準が変更

「**越谷市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の条例**」の制定を検討。

従前の条例との比較（一部）

〈居室の人員〉

旧：原則として4人以下

新：原則1人

〈居室の床面積〉（入所者1人当たり、収納設備を除く）

旧：おおむね4.95平方メートル以上

新：おおむね9.9平方メートル以上

※そのほか、安全計画の策定や業務継続計画の追加など

意見公募について

【募集期間】

11/21（火）～12/20（水）

【提出方法】

意見用紙を下記に設置するご意見箱へ。
または電子申請、郵送（必着）、ファックス、
メールにて子ども福祉課へ。

ご意見箱設置場所

- ・子ども福祉課
- ・行政資料コーナー
- ・各地区センター

※条例骨子（案）の閲覧と意見用紙の配布は子ども福祉課及びご意見設置場所で行うほか、市ホームページから印刷可能

【実施結果】

意見なし